

平成26年 2月28日

原子力規制委員会
原子力規制庁 原子力防災課長
金子 修一 殿

東北電力株式会社
常務取締役 火力原子力本部
原子力部長 渡部 孝男

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より平成25年12月19日付けで届け出ました「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律」等の施行（平成26年3月1日施行）に伴い、これまでの通報連絡先等が変更致します。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現 行	読 み 替 え 後	理由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、（中略）を目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 定義</p> <p>この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>1. 原子力災害 原子力緊急事態により、公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。</p> <p>（中略）</p> <p>27. データ伝送システム 防災業務計画等命令第 2 条第 2 項 4 号に規定する、（中略）伝送設備をいう。</p> <p>28. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）および独立行政法人原子力安全基盤機構とを接続する情報通信ネットワークをいう。</u></p> <p>（中略）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 原子力事業者防災業務計画の目的</p> <p>この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、（中略）を目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 定義</p> <p>この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>1. 原子力災害 原子力緊急事態により、公衆の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。</p> <p>（中略）</p> <p>27. データ伝送システム 防災業務計画等命令第 2 条第 2 項 4 号に規定する、（中略）伝送設備をいう。</p> <p>28. 統合原子力防災ネットワーク 緊急時における情報連絡を確保するため、国が整備を行う、総理大臣官邸、原子力規制庁および緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）とを接続する情報通信ネットワークをいう。</p> <p>（中略）</p>	<p>独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更</p>

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p align="center">第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p align="center">第1節 防災体制</p> <p>1. 緊急体制の区分 原子力災害が発生するおそれ (中略) 原子力災害の情勢に応じて緊急体制を区分する。</p> <p>(中略)</p> <p align="center">第6節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に統合原子力防災ネットワークと接続する以下の設備を配備するとともに、これらの設備を定期的に点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>オフサイトセンターおよび独立行政法人原子力安全基盤機構</u>との接続が確保できることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 非常用通信機器 (IP電話, IPファックス) b. テレビ会議システム <p>(中略)</p> <p>7. 本店対策本部室</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本店原子力部長は、本店対策本部室に統合原子力防災ネットワークと接続する以下の設備を配備するとともに、これらの設備を定期的に点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁、<u>オフサイトセンターおよび独立行政法人原子力安全基盤機構</u>との接続が確保できることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 非常用通信機器 (IP電話, IPファックス) b. テレビ会議システム c. データ伝送システム 	<p align="center">第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p align="center">第1節 防災体制</p> <p>1. 緊急体制の区分 原子力災害が発生するおそれ (中略) 原子力災害の情勢に応じて緊急体制を区分する。</p> <p>(中略)</p> <p align="center">第6節 原子力災害対策活動で使用する施設および設備の整備・点検</p> <p>1. 緊急時対策所</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、緊急時対策所に統合原子力防災ネットワークと接続する以下の設備を配備するとともに、これらの設備を定期的に点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁<u>および</u>オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 非常用通信機器 (IP電話, IPファックス) b. テレビ会議システム <p>(中略)</p> <p>7. 本店対策本部室</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 本店原子力部長は、本店対策本部室に統合原子力防災ネットワークと接続する以下の設備を配備するとともに、これらの設備を定期的に点検し、総理大臣官邸、原子力規制庁<u>および</u>オフサイトセンターとの接続が確保できることを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 非常用通信機器 (IP電話, IPファックス) b. テレビ会議システム c. データ伝送システム 	<p>独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更</p> <p>独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に伴う変更</p>

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理由
<p>別図2-5 警戒事象発生時の通報経路</p> <p>事象発見者 (発電機長等)</p> <p>連絡責任者</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>本庁連絡責任者</p> <p>宮城県環境生活部原子力安全対策課</p> <p>宮城県原子力センター</p> <p>女川町企画課</p> <p>石巻市総務部危機対策課</p> <p>石巻市各総合支所地域振興課</p> <p>釜石市総務部防災課</p> <p>東松島市総務部防災課</p> <p>涌谷町総務課</p> <p>高島町防災管理課</p> <p>南三陸町危機管理課</p> <p>石巻警察署</p> <p>石巻地区広域行政事務組合消防本部</p> <p>石巻労働基準監督署</p> <p>宮城海上保安部警備隊総隊</p> <p>女川原子力規制事務所</p> <p>東北経済産業局 経済企画部総務課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) ※</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁</p> <p>原子力防災課 (原子力規制委員会)</p> <p>宮城県警察本部</p> <p>陸上自衛隊 東北方面総監部防衛部</p> <p>陸上自衛隊 第6師団司令部</p> <p>内閣官房 ※</p> <p>内閣府 政策統括官(一) ※</p> <p>資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>---> ファクシミリによる連絡</p> <p>→ 電話等による連絡</p> <p>☆ 別表2-1の事象発生時に限る。</p>	<p>別図2-5 警戒事象発生時の通報経路</p> <p>事象発見者 (発電機長等)</p> <p>連絡責任者</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>本庁連絡責任者</p> <p>宮城県環境生活部原子力安全対策課</p> <p>宮城県原子力センター</p> <p>女川町企画課</p> <p>石巻市総務部危機対策課</p> <p>石巻市各総合支所地域振興課</p> <p>釜石市総務部防災課</p> <p>東松島市総務部防災課</p> <p>涌谷町総務課</p> <p>高島町防災管理課</p> <p>石巻警察署</p> <p>石巻地区広域行政事務組合消防本部</p> <p>石巻労働基準監督署</p> <p>宮城海上保安部警備隊総隊</p> <p>女川原子力規制事務所</p> <p>東北経済産業局 経済企画部総務課</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣) ※</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁</p> <p>原子力防災課 (原子力規制委員会)</p> <p>宮城県警察本部</p> <p>陸上自衛隊 東北方面総監部防衛部</p> <p>陸上自衛隊 第6師団司令部</p> <p>内閣官房 ※</p> <p>内閣府 政策統括官(一) ※</p> <p>資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>---> ファクシミリによる連絡</p> <p>→ 電話等による連絡</p> <p>☆ 別表2-1の事象発生時に限る。</p>	<p>独立行政法人原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制変更に伴う変更</p>

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読み替え後	理由
<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 電話等によるファクシミリ発信の確認 ファクシミリによる送附 電話等による連絡 警察本部が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 電話等によるファクシミリ発信の確認 ファクシミリによる送附 電話等による連絡 警察本部が設置されている場合に限る。 </p>	<p>独立行政法人原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制変更に伴う変更</p>

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外選搬での事象発生時の通報経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話等によるアクションリポットの確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>別図2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外選搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話等によるアクションリポットの確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>独立行政法人原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制変更に伴う変更</p>

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理 由
<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>宮城県環境生活部原子力安全対策課 (宮城県知事) 宮城県原子力センター 女川町企画課 (女川町長) 石巻市総務部危機対策課 (石巻市長) 石巻市各総合支所地域振興課 釜石市総務部防災課 (釜石市長) 東松島市総務部防災課 (東松島市長) 涌谷町総務課 (涌谷町長) 鹿島町防災管理課 (鹿島町長) 南三陸町危機管理課 (南三陸町長) 石巻警察署 石巻地区広域行政事務組合消防本部 石巻労働基準監督署 宮城海上保安部警備支隊課 女川原子力規制事務所 東北経済産業局 総務企画部業務課 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) オフサイトセンター (現地事故対応連絡会議または原子力災害合同対策協議会) 宮城県警成本部または災害対策本部 ☆ 女川町警成本部または災害対策本部 ☆ 石巻市警成本部または災害対策本部 ☆ 釜石市警成本部または災害対策本部 ☆ 東松島市警成本部または災害対策本部 ☆ 涌谷町警成本部または災害対策本部 ☆ 鹿島町警成本部または災害対策本部 ☆ 南三陸町警成本部または災害対策本部 ☆ 宮城県警本部 陸上自衛隊 東北方面総監部防衛部 陸上自衛隊 第6師団司令部 内閣官庁 原子力災害対策本部 (内閣府内) または関係省庁事故対応連絡会議 宮野エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>発電所対策本部 情報班長 発電所対策本部長 (原子力防災管理者) 本店対策本部 原子力班長</p> <p>■ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ● (ブランク)による送信 → 電話等による連絡 ☆ 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (1/2)</p> <p>(1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p>宮城県環境生活部原子力安全対策課 (宮城県知事) 宮城県原子力センター 女川町企画課 (女川町長) 石巻市総務部危機対策課 (石巻市長) 石巻市各総合支所地域振興課 釜石市総務部防災課 (釜石市長) 東松島市総務部防災課 (東松島市長) 涌谷町総務課 (涌谷町長) 鹿島町防災管理課 (鹿島町長) 南三陸町危機管理課 (南三陸町長) 石巻警察署 石巻地区広域行政事務組合消防本部 石巻労働基準監督署 宮城海上保安部警備支隊課 女川原子力規制事務所 東北経済産業局 総務企画部業務課 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 原子力防災課 (原子力規制委員会) オフサイトセンター (現地事故対応連絡会議または原子力災害合同対策協議会) 宮城県警成本部または災害対策本部 ☆ 女川町警成本部または災害対策本部 ☆ 石巻市警成本部または災害対策本部 ☆ 釜石市警成本部または災害対策本部 ☆ 東松島市警成本部または災害対策本部 ☆ 涌谷町警成本部または災害対策本部 ☆ 鹿島町警成本部または災害対策本部 ☆ 南三陸町警成本部または災害対策本部 ☆ 宮城県警本部 陸上自衛隊 東北方面総監部防衛部 陸上自衛隊 第6師団司令部 内閣官庁 原子力災害対策本部 (内閣府内) または関係省庁事故対応連絡会議 宮野エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>発電所対策本部 情報班長 発電所対策本部長 (原子力防災管理者) 本店対策本部 原子力班長</p> <p>■ 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ● (ブランク)による送信 → 電話等による連絡 ☆ 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>独立行政法人原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制変更に伴う変更</p>

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

現 行	読 み 替 え 後	理由
<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外連絡での事故発生時の連絡経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第10条第2項に基づく応急措置の報告先 フォクシミリによる送信 電話等による連絡 ※ 災害対策本部等が設置されている場合に係る。 </p>	<p>別図2-7 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外連絡での事故発生時の連絡経路</p> <p> 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく、応急措置の報告先 フォクシミリによる送信 電話等による連絡 ※ 災害対策本部等が設置されている場合に係る。 </p>	<p>独立行政法人原子力安全基盤機構統合後の原子力規制委員会の体制変更に伴う変更</p>